

市立ひらかた病院職員就業規則の一部を改正する規程

第1条 市立ひらかた病院職員就業規則（平成16年枚方市病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1の表出産補助休暇の項中「出産補助休暇」を「配偶者出産休暇」に改め、「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、「8日」を「、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として3日」に改め、「にあつては6日」を削り、「、育児短時間勤務職員等」を「又は育児短時間勤務職員等」に、「当該育児短時間勤務等の内容に従い管理者が別に定める日数」を「2日」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>育児参加休暇</p>	<p>職員の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子を養育する場合</p>	<p>出産の予定日を起算日とする8週間前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの期間内に、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として5日（勤務日数が週4日の再任用等短時間勤務職員にあつては4日、育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い管理者が別に定める日数）</p>
<p>出生サポート休暇</p>	<p>職員が不妊治療に係る通院等（管理者が定めるものに限る。）をする場合</p>	<p>1年度につき、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める期間</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 5日 （当該不妊治療が体外受精及び顕微授精によるものである場合にあつては、10日）</p> <p>(2) 勤務日数が週4日の再任用等短時間勤務職員 4日（当該不妊治療が体外受精及び顕微授精によるものである場合にあつては、8日）</p>

		(3) 育児短時間勤務職員等のうち管理者が定める者 3日（当該不妊治療が体外受精及び顕微授精によるものである場合にあっては、6日）
--	--	--

別表第6の1の表備考12中「出産補助休暇」を「配偶者出産休暇、育児参加休暇」に改め、別表第6の2の表生理休暇の項の次に次のように加える。

妊娠休暇	通年任用の会計年度任用職員等（1日当たりの勤務時間が7時間45分未満である通年任用の会計年度任用職員等を除く。）が妊娠した場合	1日の勤務時間の始め及び終わりにおいてそれぞれ30分又は始め若しくは終わりのいずれかにおいて1時間（半日勤務日は、1日の勤務時間の始め又は終わりのいずれかにおいて30分）
通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の通年任用の会計年度任用職員等が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき通院に必要なと認められる時間
出産休暇	通年任用の会計年度任用職員等が出産する場合	出産の予定日を起算日とする6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの期間
配偶者出産休暇	通年任用の会計年度任用職員等（1週間の勤務日数が3日以上である者又は週以外の期間によって勤務日数が定められる者で、1年間の勤務日数が121日以上かつ6月以上の任期が定められているものに限る。以下この表において同じ。）の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）が出産する場合	出産に係る入院等の日から出産の日の翌日を起算日とする2週間後の日までの期間内に、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として2日（勤務日数が週3日又は年121日以上168日以下の通年任用の会計年度任用職員等にあっては1日）
育児参加休暇	通年任用の会計年度任用職員等の妻が出産する場合であって、当該出産に係	出産の予定日を起算日とする6週間（多胎妊娠の場合

	<p>る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する通年任用の会計年度任用職員等が、これらの子を養育する場合</p>	<p>は、14週間) 前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの期間内に、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として5日(勤務日数が週4日又は年169日以上216日以下の通年任用の会計年度任用職員等にあつては4日、勤務日数が週3日又は年121日以上168日以下の通年任用の会計年度任用職員等にあつては3日)</p>
<p>出生サポート休暇</p>	<p>通年任用の会計年度任用職員等が不妊治療に係る通院等(管理者が定めるものに限る。)をする場合</p>	<p>1年度につき、年次有給休暇の単位と同一の単位を単位として、次の各号に掲げる通年任用の会計年度任用職員等の区分に応じ当該各号に定める期間</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる通年任用の会計年度任用職員等以外の通年任用の会計年度任用職員等 5日(当該不妊治療が体外受精及び顕微授精によるものである場合にあつては、10日)</p> <p>(2) 勤務日数が週4日又は年169日以上216日以下の通年任用の会計年度任用職員等 4日(当該不妊治療が体外受精及び顕微授精によるものである場合にあつては、8日)</p> <p>(3) 勤務日数が週3日又は年121日以上168日以下の通年任用の会計年度任用職員等 3日(当該不妊治療が体外受精及び顕微授精によるものである場合にあつては、6日)</p>

別表第6の2の表備考1中「結婚休暇」の次に「、出産休暇」を加え、同表備考3中「1の表備考9」を「1の表備考4及び備考9」に改める。

別表第7の1の表妊娠中又は出産後1年以内の通年任用の会計年度任用職員等が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合の項及び通年任用の会計年度任用職員等が出産する場合の項を削り、同表に次のように加える。

女性の通年任用の会計年度任用職員等が生後1年に達しない幼児を育てる場合	1日につき2回それぞれ30分
-------------------------------------	----------------

別表第7の1の表備考を次のように改める。

備考 生後1年に達しない幼児を育てる場合に第18条の2の規定による届をすることができる通年任用の会計年度任用職員等の範囲その他取得方法については、管理者の定める基準による。

別表第7の2の表備考を次のように改める。

備考

- 1 短期任用の会計年度任用職員が出産する場合において、その期間中に週休日、休日又は他の休暇があるときは、これらの日を当該期間に算入するものとする。
- 2 1の表備考の規定は、この表について適用する。この場合において、同備考中「通年任用の会計年度任用職員等」とあるのは、「短期任用の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第2条 市立ひらかた病院職員就業規則の一部を次のように改正する。

別表第6の1の表育児参加休暇の項及び2の表育児参加休暇の項中「出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日」を「当該出産に係る子が1歳に達する日」に改める。

附 則[令和3年12月28日公布]

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中市立ひらかた病院職員就業規則別表第6の1の表出産補助休暇の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定（育児参加休暇の項に係る部分に限る。）及び同表備考12の改正規定並びに次項

令和4年4月1日

(2) 第2条 令和4年10月1日

2 前項第1号に掲げる規定の施行の日前に第1条の規定による改正前の市立ひらかた病院職員就業規則別表第6の1の表出産補助休暇の項に規定する出産補助休暇（以下「出産補助休暇」という。）を取得した職員については、同条の規定による改正後の市立ひらかた病院職員就業規則別表第6の1の表配偶者出産休暇の項及び育児参加休暇の項の規定にかかわらず、当該取得した出産補助休暇に係る出産についての同表配偶者出産休暇の項に規定する配偶者出産休暇（以下「配偶者出産休暇」という。）の期間及び同表育児参加休暇の項に規定する育児参加休暇（以下「育児参加休暇」という。）の期間の合計（以下「合計期間」という。）は、合計期間から当該取得した出産補助休暇の期間を減じた期間とする。この場合において、管理者は、配偶者出産休暇の期間及び育児参加休暇の期間を定めることができる。